

学校経営のポイント

文字・活字文化振興法と“言語力の涵養”

若井 彌一

本年7月29日に、文字・活字文化振興法という法律が公布され、即日施行されている。

超党派の国会議員で組織された「活字文化議員連盟」（代表幹事は、河村建夫前文部科学大臣等。メンバーは286人）による議員立法として制定されたものである。

本法の目的

10月27日はすでに過ぎてしまったが、この日は、本法で定めた「文字・活字文化の日」である。

国および地方公共団体は、「国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにする」という趣旨で設定されたこの日にふさわしい行事を実施するよう努めるものとされており（第11条）、初めての文字・活字文化の日の趣旨にちなんだ行事を実施した学校もあろうかと思われる。

このように書いても、一体、この法律は何を目的としているのか、ピンとこない読者もおられよう。

第1条の目的規定によれば、この法律は、「〔前略〕文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与すること」を目的としている。

条文中の「文字・活字文化」とは、「活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう」と定義されており（第2条）、読み・書きの精神的活動、出版活動、

出版物等の文化的所産を内容とする包括的な概念である。

学校教育における言語力の涵養が課題

本法では、第3条で、文字・活字文化の振興施策の基本的理念を定めているが、「国語が日本文化の基盤であることに十分配慮」すること（第2項）と並んで、学校教育においては、「教育の課程の全体を通じて」「読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力」（言語力）の涵養に十分配慮することが要請されている（第3項）。

本法では、この基本理念の規定にとどまらず、学校教育における児童・生徒の言語力の涵養を効果的に図るための国・地方公共団体の施策、人的体制の整備（司書教諭その他の職員の充実）等についても、やや具体的に定めている（第8条）。

学校教育関係者は、「やっかいな、新たな課題」と受身的発想にならずに、この法律の趣旨をふまえて、各学校における児童・生徒の言語力の涵養に前向きに工夫のある取組みをしていきたい。

なお、本法では文字・活字文化の国際交流の推進施策（第9条）、学術出版物の普及施策（第10条）等も国の義務として課しており、今後の具体的な施策の展開が期待される。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校長併任）

重要なお知らせ

FAX 通信、「メール配信」に全面移行！

●…FAX 通信は、平成18年1月配信分から、全面的にメール配信に移行いたします。

つきましては、配信の継続をご希望される場合は、教育開発研究所ホームページにて宛先のメールアドレスを登録くださるようお願い申し上げます。
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

●好評発売中！ ● 小川正人（中教審委員）【編】A5判220頁・定価2310円 教育開発研究所刊
中教審委員等第一線の研究者・実践者が解説！ 全国の先進的実践例を多数紹介！

義務教育改革—その争点と地域・学校の取り組み